

## 令和元年第5回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和元年7月26日 午前9時～午前9時50分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (11名)  
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・  
6 仁井田亮一郎・9 澤田順一・10 川村正光・12 永野博隆・  
13 西村 尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 7 伊藤正枝・8 西村美佐江・11 竹政寛
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 事務局長 伊藤敏雄 書記 出島美穂
6. 議事日程

### 議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 非農地証明について

### その他

### 7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和元年第5回土佐町農業委員会総会を始めます。

本日欠席の委員は伊藤委員、西村委員、竹政委員です。それでは会長をお願いします。

会長：おはようございます。令和元年第5回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。9番、澤田順一委員、10番、川村正光委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。譲受人、  
番地、  
さん。譲渡人、  
地  
さん。ご兄弟です。土地は檜山字太良屋敷  
、面積367平米。以上一筆で、合計367平米です。地目、現況とも田。場所は、譲受人である川村啓さんの自宅前です。贈与による所有権移転です。今後も田として利用予定です。譲受人の耕作状況は本件が許可されると9,367平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の澤田順一委員より確認の書類をいただいております。

会長：担当の澤田委員より補足説明がありますか。

澤田委員：特別補足はありませんが、兄から弟への所有権移転です。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：ありません。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手によって本件は許可することに決定しました。続いて2件目について説明をお願いします。

事務局 出島：2件目について説明します。譲受人、  
番地、  
さん。譲渡人、  
番地  
さん。土地は溜井字中組  
面積46平米、現況田。  
同じく  
面積323平米、現況田。同じく  
面積150平米、現況畑。同じく  
、面積71平米、現況畑。同じく  
面積195平米、現況田。同じく  
面積70平米、現況田。同じく  
面積88平米、現況畑。同じく  
面積342平米、  
現況田。以上合計8筆で、合計1,285平米です。すべての筆で地目と現況は一致しています。

場所は、譲受人である秦泉寺晋一さんの自宅付近、三立の若宮八幡の隣、また道路を挟んだ向かい側も含まれます。売買による所有権移転です。売買価格は25万7千円で、10a当たりの単価は20万円です。今後もそれぞれ田、畑として利用予定です。譲受人の耕作状況は本件が許可されると24,536平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の秦泉寺博隆委員より確認の書類をいただいております。

会長：担当の秦泉寺委員より補足説明がありますか。

秦泉寺委員：特にありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手によって本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案について説明をお願いします。

事務局 出島：第2号議案非農地証明について説明します。申請人は 番地、  
さん。土地は、和田字ワトウチ 、面積793平米。同じく 面積476平米、同じく 面積218平米、同じく： 、面積595平米、同じく 面積218平米、同じく 面積99平米、同じく 面積105平米、同じく 、面積1,719平米、同じく 、面積52平米、合計9筆、合計面積は4,275平米です。登記地目畑、現況は山林です。場所は能地の奥、 さん宅の近くです。転用された時期は昭和39年頃、耕作不便の上、生活の場が和田地区から離れたことにより、耕作をしなくなり、現在は山林化しています。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は50年以上耕作がされていないことを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：本件の担当農業委員の西村尚委員補足説明はありますか。

西村委員：特にありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

事務局 出島：二件目について説明します。申請人は 番地の  
17、 さん。土地は、和田字ワトウチ！ 番、面積406平米。以上合計1筆、合計面積は406平米です。登記地目田、現況は山林です。場所は能地の奥、 さん宅の近くです。転用された時期は昭和39年頃、耕作不便の上、生活の場が土佐町から離れたことにより、耕作をしなくなり、現在は山林化しています。本件も一件目同様、50年以上耕作がされていないことを認め、書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると判断しております。以上です。

会長：本件の担当農業委員の西村尚委員補足説明はありますか。

西村委員：特にありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

伊藤弘康委員：先ほどの非農地証明申請地番と近いですが親戚関係ですか。

西村委員：わかりません。

仁井田委員：地元でも土地を離れる時、杉を植えて離れることがあります。所有者が勝手に植林する

ことはよいのですか。

事務局長：植林となると本来地目変更が必要ですが、育苗は畑と認められます。

伊藤弘康委員：黙って出て行って50年経過して地目の変更ができるのならみなそうするのではないのでしょうか。

事務局長：確かに都合がいい話ではありますが。課税は現況で判断しますので、山林と判断された時点で山林での課税となります。

仁井田委員：山林となっても、それは手を入れていない山林となるので、問題です。

事務局長：これらの問題はこれから始まる森林環境譲与税にもかかわってくる問題です。農地に植林し、林業の補助をいれてもよいのかという問題も考えなければなりません。山林に切り替えてからじゃないと対応できないのではないかということを考えなければならないところに来ています。

会長：ほかにありませんか。

他委員：ありません。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手によって本件は非農地として証明することに決定しました。以上で議案審議を終わります。以上で第5回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会会長

和田正夫

議事録署名委員

澤田順一

議事録署名委員

川村正光